



外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸入禁止等）を行いました

2023年12月22日

▶ 対外経済

経済産業省は、本日、町野義彦（まちのよしひこ）、里見孝博（さとみとかひろ）、金内雅人（かねうちまさひと）、松田貴義（まつだたかよし）による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事案に関し、外為法53条第2項及び第3項に基づき、輸入禁止等の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

（1）処分対象者

町野義彦、里見孝博、金内雅人、松田貴義

（2）処分概要

（1）輸入禁止（第三者を介して輸入を行うことの禁止を含みます）

対象貨物：ワシントン条約※附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物

原産地及び船積地域：全地域

輸入禁止期間：令和5年12月29日から令和6年4月28日まで（4か月間）

（2）次の輸入業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止

対象貨物：ワシントン条約※附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物

原産地及び船積地域：全地域

役員就任禁止期間：令和5年12月29日から令和6年4月28日まで（4か月間）

※「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」

2. 事案の概要

町野義彦、里見孝博、金内雅人及び松田貴義の4名は、共謀の上、令和4年2月1日、生きているショウガラゴ1匹を隠匿し、経済産業大臣の承認を受けずにタイ王国から輸入しました。

関連リンク

- 事後審査（行政制裁・警告について）

担当

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 黒田

担当者：依田、石塚

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

メー ル：bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※〔★〕を〔@〕に置き換えてください。